交番及び駐在所の最適化の取組について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：大阪府警察本部地域部地域総務課

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　警察官の配置数、交番及び駐在所（以下「交番等」という。）の設置状況、交番等設置の考え方について  　・大阪府警察官の配置数（令和３年度末）…本部6,351人、警察署15,123人　合計21,474人  　・交番及び駐在所の設置状況（令和３年度末）…交番599カ所、駐在所46カ所  　・交番等設置の基本的考え方は、地域警察運営規則の規定を踏まえ、管内の人口、世帯数、面積、事件事故の発生状況その他諸般の状況を勘案の上、個別具体的に検討し、交番等の設置の要否を検討することとしている。  **地域警察運営規則**  第二章　交番及び駐在所  （設置）  第15条　交番又は駐在所は、昼夜の人口、世帯数、面積、行政区画及び事件又は事故の発生の状況等の治安情勢に応じ、警察署の管轄区域を分けて定める所管区ごとに置くものとする。  ２　交番は原則として都市部の地域に、駐在所は原則として都市部以外の地域に設けるものとする。  ２　交番等の最適化計画（令和３年11月策定）について  大阪府警察は、交番等の最適化を進める背景や目的、さらに統合等の対象となる交番等を検討する際の目安とする項目などを記載している最適化計画を策定している。    (1)　「交番等の最適化」とは  　　　交番等の数や配置について、警察機能が最大限に発揮できる環境を目指し、社会環境や治安情勢の変化を踏まえた検討を重ね、計画的に統合、移転及び新設を進めて行くこと。  (2)　最適化推進に至った経緯等  　　ア　経緯  　　　　交番等の施設は、大規模な開発や人口増加、事件事故の増加等に対応するため、毎年、個々の交番の配置人員の見直しを行うとともに、必要の都度、交番の新設や駐在所の交番化を行い、府下の交番等の数は、645カ所（令和３年度末）となっている。しかし、交番等の運用にあたっては、①警察官の単独配置、②施設の老朽化及び狭隘化、③受持ち地域の人口や事件事故の発生状況等の交番等間の業務格差、④狭い地域に複数の交番が所在することによる非効率など、様々な課題がある。  イ　理由、目的  　　大阪府警察は、特に単独配置の交番を大きな課題と捉え、単独配置の交番を減らし、複数人配置の交番を増やすことで、①警察官の集中投入を必要とする事案現場への迅速な派遣が可能、②パトロールや通学路における学童警戒などの街頭活動時間を確保、③警察官の交番不在時間の削減などにより、治安や府民の利便性の向上を図り、地域警察の機能を最大限に発揮できる体制の確立を図る。  ウ　進め方  　・計画期間…令和４年度から13年度までの10年間。  　・手続開始時期については、再編対象となる交番が所在する街や道路の開発、各地域の状況及び各警察署の状況を踏まえ検討する。  (3) 最適化に伴う地域の治安対策について  　　ア　交番等の勤務員の数は、最適化を理由として削減することなく、地域警察活動の一層の強化に努める。  　　イ　廃止する交番等は、当面の間、警ら連絡所として運用することも可能とする。  　　ウ　交番等を廃止した地域については、パトロールや本部支援を強化するなど、住民の不安解消に努め、移動交番等の配備・運用等の補完制度についても検討する。  　　エ　交番等を廃止した場合、犯罪発生状況の変化等、住民が不安に感じている事項について積極的に情報を提供し、不安解消に努める。  　　オ　犯罪発生状況や、事件・事故への対応状況の変化等、最適化の影響について検証し、計画の見直しに反映させる。  ３　住民への不安解消に向けて  (1) 交番等の最適化計画（令和３年11月策定）の公表について  　　　他の県警察（兵庫、奈良、神奈川）では、同様の交番等の再編整備計画などを策定し、インターネット上で公表しているが、大阪府警察では公表されていない。なお、大阪府警察のように公表していない県警察も存在する。「交番等の最適化」の対象となる施設の手続の開始にあたっては、それぞれの施設の管内の所管区の街や道路の開発等、各地域の状況を総合的に判断し、時機を逃さず実施する必要があり、あらかじめ、具体的に計画を立て公表することが難しいからとしている。  (2) 地元住民等への説明  　　　当該交番の再編・統合等の実施開始時期が具体的に決定した時点で、地元自治体、地元選出議員、協力団体等に説明を行うとともに、それぞれの地域の実情に応じて、自治会長、自治会連合会長等の地域リーダーから説明を開始し、必要に応じて、個別・集会時等で丁寧な説明を実施する。周辺住民への再編・統合に関する周知は、「交番だより」等を活用する。  (3) 交番等廃止後の犯罪発生状況の変化など、住民が不安に感じている事項についての情報提供について  　　　「交番だより」等のミニ広報誌や、各警察署で公開しているホームページ等を活用して情報提供を行う。 | 交番等の最適化は、広く府民に周知し、理解を得ながら進める必要があるが、「最適化計画」が公表されていないなど、府民への周知が十分とは言えない。 | 交番等の配置の基本的な考え方を示す「交番等の最適化計画」を、広く府民に周知するためホームページを活用するなどして公表されたい。  　なお、交番等の周辺に居住する住民は自治会等に加入していない場合もあるため、交番等の廃止やそれに伴う治安対策等が地域住民に届くよう工夫し、住民の不安解消に向けて周知を徹底されたい。 |
| 措置の内容 | | |
| * 令和４年度に着手した８署８交番の警ら連絡所化に併せて、大阪府警察ホームページに「交番等の最適化計画」「交番等の最適化計画の概要」を掲載するとともに、各警察署交番位置マップの更新を行った。（令和５年４月３日掲載・更新） * 各警察署において、廃止する交番所管区内の新聞販売店に依頼し、「交番だより」を各戸配布し管轄交番の警ら連絡所化を周知した。また、廃止する交番の自治体広報誌に交番の統合及び警ら連絡所化等に関する記事を掲載するなど、地域情勢に応じた工夫をして周知を徹底した。 | | |

　監査（検査）実施年月日（委員：令和４年８月４日、事務局：令和４年６月８日から同年７月８日まで）